愛知県社会福祉審議会 議事録

- 1 日 時 平成 21 年 7 月 7 日 (火) 午後 1 時 3 0 分から 3 時 1 0 分
- 2 場 所愛知県三の丸庁舎 8階 大会議室
- 3 出席者委員総数29名中24名
 - (出席委員)浅井彦治委員、安藤哲委員、岩城正光委員、大沢勝委員、大薮 武男委員、加賀時男委員、加藤あつこ委員、神谷常憲委員、神 谷美智子委員、木澤和子委員、木本優子委員、久保田敬子委員、 近藤智委員、佐々木雄太委員、白石淑江委員、高橋正子委員、 田中啓夫委員、都築裕之委員、西崎元治委員、福谷清子委員、 増岡錦也委員、柵木充明委員、矢澤久子委員、山崎恵美子委員

(事務局)健康福祉部長始め22人

4 議事等

(医療福祉計画課 加藤課長補佐)

定刻になりましたので、ただいまから、愛知県社会福祉審議会を開催させていただきます。私、医療福祉計画課の加藤でございます。委員長が選任されますまでの間、進行役を務めさせていただきます。なお、本県では、6月1日から9月30日までの間、「県庁さわやかサマースタイルキャンペーン」と題しまして、会議中の軽装をお願いしております。本日も、大変暑い中でございますので皆様、ぜひ上着等を脱いでご参加いただければと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに、本日の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、まず一枚目に会議次第がございます。次第の裏側に配布資料の一覧を記載してございます。

委員名簿、配席図、資料1から7までと、参考資料となっております。なお資料3につきましては、先日送付させていただいた資料には添付しておりませんでしたので、本日、追加として机上に配布させていただいております。また、資料4につきましては、本日お持ちいただいた資料に差し替えがございます。机上に配布させていただきましたが、右上に「資料4 差し替え」と記入がございます資料に差し替えをお願いしたいと思います。資料に不足等がございましたら、お知らせいただきたいと思いま

す。よろしいでしょうか。

では次に、定足数の確認でございます。本日の委員の出席は、委員数29名のうち、 過半数以上の23名の出席をいただいておりますので、当審議会は有効に成立してお ります。なお、加賀委員は少し遅れるとのご連絡が入っております。

委員の皆様のご紹介につきましては、お配りしております、委員名簿及び配席図により、ご紹介に替えさせていただきたいと存じます。

なお、本日はあいにく欠席でございますが、片山委員、柴田委員、神野委員、深谷 委員、宮田委員にも委員にご就任いただいております。

本日の会議につきましては、「愛知県社会福祉審議会規程」第8条第3項の規定により、全て公開としております。よろしくお願いしたいと思います。

また、本日は傍聴を希望された方はございませんでした。

それでは、議事に入ります前に、野村健康福祉部長からご挨拶を申し上げます。

(野村健康福祉部長)

皆様、お暑うございます。愛知県健康福祉部長の野村でございます。

今日は蒸し暑く、クーラーがあまり効いておらず、まだ涼しくなっておりませんけれども、おいおい涼しくなってこようかと思いますので、ご勘弁を願いたいと思います。

愛知県社会福祉審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

皆様方におかれましては、平素から本県の健康福祉行政の推進に格別のご理解とご 支援をたまわっております。厚くお礼申し上げます。

本日でございますけれども、本年5月21日の委員改選後、初めての審議会となるわけでございます。この度は、委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。任期は平成23年5月20日までの2年間となっております。本県の社会福祉の推進のために、様々な角度からご意見をいただきたいと考えております。

本日の議題でございますけれども、「委員長の選出について」、「副委員長及び専門分科会委員の指名について」、及び「21世紀あいち福祉ビジョンについて」、の3つでございます。また報告事項として、「専門分科会・審査部会の審議状況について」、「平成21年度6月補正予算について」、これは基金事業を中心としたものですが、それから「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案について」、ご説明させていただく予定でございます。

昨今の国の動きでございますけれども、本国会において経済危機対策の補正予算が 成立しましたが、その中には、子育て支援や介護職員の処遇改善など、社会福祉に関 する事業も数多く盛り込まれております。

また、先日、政府の安心社会実現会議において取りまとめられた報告書においても、 雇用を中心に、子育て、教育、医療、老後や介護、この5つの安心の充実が必要であ ると指摘されており、日本社会の再構築のために、社会福祉の重要性はますます高ま っていると考えております。 本県では、今年度は少子化対策推進基本計画を、また今年度、来年度の2か年をかけ、健康福祉分野の中長期的なビジョンの策定を予定しております。その概要につきましては、後ほどご説明申し上げますが、こうした計画の策定にあたりましては、国の動向や社会状況の変化を注視しながら、また皆様方のご意見をうかがいながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともお力添えをたまわりますようお願いいたします。

本日は、限られた時間でございますけれども、幅広く忌憚のないご意見をたまわりますようお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきたいと思います。本日はよろしくお願いを申し上げます。

(医療福祉計画課 加藤課長補佐)

それでは、議事に入りたいと存じます。議題の(1)委員長の選出について、でございます。お配りしてあります、参考資料、社会福祉審議会関係例規の1ページをご覧下さい。中ほどにございます、社会福祉法第10条の規定によりまして、当審議会は委員による互選により委員長1人を置くこととなっています。本日は、委員改選後初めての審議会でございますので、委員長の互選をお願いしたいと存じます。どなたかご意見はございませんでしょうか。

(柵木委員)

前回に引き続き愛知県社会福祉協議会の大沢委員にお願いしたらどうでしょうか。

(加藤課長補佐)

大沢委員に引き続き委員長を、というご発言がございました。いかがでしょうか。

【委員了承】

(加藤課長補佐)

それでは、大沢委員に委員長をお願いしたいと存じます。

大沢委員は委員長席の方へ移動をお願いしたいと思います。それでは、以後の進行をよろしくお願いいたします。

(大沢委員長)

ただいま委員長に選任されました、大沢でございます。委員改選がありましたが、今後の県民福祉の前進のために、色々検討しなければならない課題が直面しているなかでの審議会のスタートでございます。それに相応しいかどうか分かりませんが、私も一生懸命頑張っていきたいと思います。しかし何よりも、審議会委員の先生方の積極的なご支援によって、この審議会も前向きに動いていくことができるのではないかと思います。

先ほど、野村健康福祉部長のご挨拶にもありましたが、皆様のご意見をうかがいな

がら、前進していければと思いますけれども、何よりも愛知県の持っている地域の特徴がうまく出るように工夫しながら、この審議会が新しい福祉ビジョンの策定に向かって進んでいくような審議会になっていけばと思います。今後とも、皆様のご支援をたまわりますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは早速ですが、審議を進めてまいりたいと思います。

最初に、社会福祉審議会規程第8条第1項によりまして、委員長が議事録署名人を2名指名することとなっておりますので、私から指名したいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、木本委員と都築委員にお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

【木本委員、都築委員 了 承 】

(大沢委員長)

それでは、次の審議に入りたいと思います。なお、本日は、この審議会の後に、民 生委員審査専門分科会を引き続き開催する予定をしておりますので、この審議会は、 おおむね3時を目途に議事を進めてまいりたいので、ご協力をお願いします。

それでは、審議会の副委員長及び専門分科会委員の指名についてでございます。

副委員長の指名についてですが、参考資料の4ページにありますように、愛知県社会福祉審議会条例第3条及び、6ページにあります、愛知県社会福祉審議会規程第2条第1項の規程により、副委員長を置くこととなっております。副委員長は、委員長が指名することとなっておりますので、私から副委員長を指名させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

私といたしましては、改選前から引き続きというわけですが、佐々木雄太委員にお願いしたいと思います。ご賛同いただければと思います。

【委員了承】

(大沢委員長)

それでは、副委員長に佐々木委員を指名させていただきます。

次に、専門分科会委員の指名に移りたいと思います。事務局から、専門分科会等の概要について説明をお願いします。

(医療福祉計画課 森課長)

それでは、お手もとの資料1をお開きいただきたいと存じます。愛知県社会福祉審議会専門分科会及び審査部会の概要というA3の大きさの資料です。

まず、冒頭にございますけれども、「愛知県社会福祉審議会の組織」についてでございます。審議会には4つの専門分科会がございます。身体障害者福祉専門分科会、民生委員審査専門分科会、児童福祉専門分科会及び21世紀あいち福祉ビジョン専門分科会でございます。また、身体障害者福祉専門分科会には同審査部会、児童福祉専

門分科会には、里親審査部会と児童措置審査部会がございます。

次に「1 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会」でございます。設置根拠につきましては、記載のとおり、義務設置となっております。その設置目的としては、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するものです。審査部会につきましては、身体障害者福祉法等の規定に基づく、医師の指定審査、並びに、同法施行令第5条に基づく身体障害者の障害程度の審査等を行うこととなっております。

次に「2 民生委員審査専門分科会」でございます。設置根拠については、記載の とおり義務設置となっております。目的といたしましては、民生委員法の規定に基づ き、民生委員の委解嘱の適否について調査審議するものでございます。

次に、「3 児童福祉専門分科会及び審査部会」でございます。設置根拠につきましては、専門分科会は法に基づく任意設置、審査部会につきましては義務設置ということとなっております。設置の目的としていたしましては、里親審査部会については児童福祉法施行令の規定に基づき、里親の認定審査を行うものでございます。また、児童措置審査部会については、児童福祉法施行令の規定に基づき、要保護児童の処遇について調査審議することとされております。

また、最後になりますが、「4 2 1世紀あいち福祉ビジョン専門分科会」についてです。これにつきましては、社会福祉法に基づく任意設置となっておりまして、本県の福祉の進むべき方向を明らかにした 2 1世紀あいち福祉ビジョンの目標達成に向けてのフォローアップを行い、新たな課題について調査審議するものでございます。

これらの専門分科会及び審査部会に属していただきます委員及び臨時委員につきましては、皆様方のお手もとにあります、愛知県社会福祉審議会関係例規という参考資料の4ページに愛知県社会福祉審議会条例がございます。条例第5条第1項に、専門分科会は、委員長が指名する委員及び臨時委員をもって構成することとあります。それから1ページ戻っていただき、3ページに社会福祉法施行令がございます。この施行令第2条第1項の規定により、民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、審議会の委員長が指名するものとし、その数は10人以内とするという規定がございます。

このような条項になってございますので、よろしくお願いしたいと思います。説明 は以上でございます。

(大沢委員長)

専門分科会等の委員につきましては、ただいま、事務局から説明がありましたとおり、私から指名させていただきたいと思います。それでは、事務局から指名案を配布してください。

それでは、ただいまお配りした名簿の案のとおり、専門分科会及び審査部会に属していただく委員は指名させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(岩城委員)

児童福祉専門分科会の児童措置審査部会についてです。構成メンバーは全部男性です。まず人選として、なぜ女性が入っていないのでしょうか。他の専門分科会には全

て男女それぞれの方が入ってみえますが、この部会だけがなぜ男性だけで占められなければならないのかというのが、まず一つの疑問です。

2番目の質問はメンバーについてです。前回の審議会でも申し上げましたが、児童虐待についての死亡事例の検証は、これから都道府県の義務とされています。これは児童虐待防止法の改正で義務付けられているわけです。前回の審議会で事務局が申されたのは、死亡事例の検証の際に、作業部会にメンバーを加えますかという話でしたが、作業部会にメンバーを加えるのではなく、臨時委員としてメンバーを加えていくべきだと思っています。

臨時委員に誰を加えなければならないかというと、一番欠けているのは、児童精神 医学を専門とする方がいないということです。ただ、私もよく知っております、加藤 幸雄先生や折出先生は、児童心理について理解されているのは承知しております。

もう一つ大事なのは、法医学の観点がないということです。法医学の先生を臨時委員に入れないで、どうやって死亡事例を検証していくのでしょうか。

今申し上げた3点についてです。

女性をなぜ入れなければならないかというと、児童虐待の裏には、DVがあります。 DV について理解のある委員はどこにいますか、と言った際に、女性を委員に入れておく必要があると私は思っています。DV について取り組んでいる女性の方もいらっしゃるでしょうし、あと精神科医と法医学の先生です。小児科の先生は入ってみえるので、ありがたいですけれども、もし加えることが可能であれば、それを検討していただきたいと思います。

間に合わないというならば、やむをえないかもしれませんが、前回申し上げているのですから、検討されなかったのだなと、私としては認識いたします。

(大沢委員長)

今の点について、事務局から何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。今岩城委員の指摘されたところで、女性の委員についてですが、事前にある程度相談を受けた私としては、女性委員について岩城さんほどには十分配慮していなかったなと思います。

精神医学者や法医学者の問題については、県の内部でもご検討いただいたのではないかと思いますが、その点について報告していただければありがたいと思います。どうぞ。

(医療福祉計画課 高橋主幹)

ただいまの岩城委員のご意見については、検討させていただく必要があるかと思います。本日の委員長指名の専門分科会委員の案につきましては、専門分科会委員としてご承諾いただくこととなろうかと思いますが、今後岩城委員のご意見をふまえまして、追加委員の指名等検討していきたいと思います。それでいかがでしょうか。

(大沢委員長)

今のようなことで、とにかく改善しなければならないことは、気付いたところで改善いくことが大事なことでして、このような審議会にとっては本当に大事なことでございます。事務局からただいま提案されたようなことで、分科会の発足はさせていただきますが、その後、補充の見地から専門分科会等の充実を図っていくように努力をいたします。そういうようなことでよろしいでしょうか。委員長が責任をもってそのようなことをさせていただくこととします。ありがとうございました。

それでは、この提案されている原案につきましてはご承認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【委員了承】

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。それでは、専門分科会及び審査部会については、取り急ぎ今のようなかたちで発足し、できるだけ早い時期に、補充の見地から、活動を充実させるための措置をとらせていただきたいと思います。

それでは議題(3)に移りたいと思います。「21世紀あいち福祉ビジョンについて、アが次期ビジョンの策定について、イが県政モニターアンケートの質問項目案についてです。事務局から説明をお願いします。

(医療福祉計画課 森課長)

それでは、お手もとの資料2をご覧いただきたいと思います。「21世紀あいち福祉ビジョン及び次期ビジョンについて」でございます。

まず21世紀あいち福祉ビジョンについてでございますが、本県では、平成13年3月に、21世紀あいち福祉ビジョンを策定いたしました。これは21世紀初頭における本県福祉の進むべき方向を明らかにすることを目的といたしまして、その目標達成を、県政の最重要課題としてまいっております。

まず、福祉ビジョンの基本的事項についてご説明いたしますが、ビジョンの計画期間は平成13年度から平成22年度までの10年間でございます。構成につきましては、ビジョン部門と実施計画部門の2つで構成されておりまして、このうちビジョン部門につきましては中長期の方向性を、また、実施計画部門につきましては、各分野において重点的に実施する事業の数値目標を示した短期的な計画となっております。

次に、福祉ビジョンの基本目標とキーワードでございますが、基本の目標といたしましては、自立と自己実現を支える福祉でございます。キーワードにつきましては、ゴシック体で書いてあります「あ・い・ち」ということで、「あんしんして暮らせるあいち」、「いきがいをもって暮らせるあいち」、「ちいきで支え合うあいち」、ということで望ましい福祉社会のキーワードということとなっております。またビジョンの推進につきましては、知事を本部長といたします、21世紀あいち福祉ビジョン推進本部、また社会福祉審議会21世紀あいち福祉ビジョン専門分科会を設置して、推進状況のフォローアップを行っている状況でございます。

次に、右の方の「(4)福祉ビジョンの5つの分野」でございます。記載のとおり、「健康づくりと福祉環境の構築」、それから「子ども」、「高齢者」、「障害者」、「サービス提供システムの構築」について、それぞれ現状や課題、今後の取り組みについて記載いたしております。

次に、主な福祉関係計画でございます。本県では、21世紀あいち福祉ビジョンの ほか、高齢者、障害者等の各分野におきまして、法定計画を策定いたしまして、県民 福祉の増進を図っているところでございます。

まず表の中の最上段にあります、「新しい政策の指針」でございますが、これは愛知の地域づくりの羅針盤となるようなものでございまして、平成18年度から27年度までの10年程度の間に、戦略的・重点的に取り組むべき施策を示したものでございます。

次の段になりますが、「21世紀あいち福祉ビジョン」についてでございます。これにつきましては、第1期から第4期までの実施計画を策定しておりまして、現在は第4期の計画期間中でございます。平成21年度、22年度の2か年でございます。

次にその下でございますが、いずれも法定計画の個別計画ということで、「高齢者保健福祉計画」、「障害福祉計画」、「ホームレス自立支援施策等実施計画」、「次世代育成支援対策行動計画」でございます。

これらにつきましては、それぞれの法定計画の年度が違いまして、その関係では「高齢者保健福祉計画」、「障害福祉計画」は、平成21年度から平成23年度までの計画、「ホームレス自立支援施策等実施計画」は、平成25年度までの計画を推進しているところでございます。「次世代育成支援対策行動計画」は、子どもの分野の計画でございますが、現在の計画が平成21年度まででございますので、平成22年度からの5年間の計画を策定することとしております。

最後に、次期ビジョンの策定案でございますが、現在の21世紀あいち福祉ビジョンの計画期間が平成22年度まででございますので、今年度と来年度の2か年を通じまして、新しいビジョンを策定していく予定でございます。この新しいビジョンにつきましては、現在のビジョンの理念を継承し、更に発展させるとともに、健康福祉分野全体を視野に入れた計画とすることを考えております。

なお、次期ビジョンの策定にあたり、県民の社会福祉や医療に対する関心や意向を 把握するため、県政モニターアンケートを実施したいと考えておりまして、アンケー トの素案等につきましては、引き続き資料3によりご説明させていただきたいと思い ます。

私からの説明は以上でございます。

(医療福祉計画課 高橋主幹)

それでは資料3を見ていただきたいと思います。県政モニターアンケートの質問項目についてでございます。目的としては、ただいま課長が説明させていただいたとおり、次期ビジョンの策定にあたりまして、県民の社会福祉や医療に対する関心や意向を把握したいということでございます。

2 にございますとおり、モニターといたしましては(1)にありますように、一般 公募500人を予定しております。

3の(1) スケジュールについてです。8月中旬にモニターへ送付、9月中旬に回収、10月中旬に集計、12月中旬に公表という大まかな流れで考えております。

質問の構成については、8 問です。県政モニターアンケートとしては 1 5 問ですが、今回は教育委員会と二つ重ねてアンケートということになっておりますので、健康福祉部では 8 問を予定しております。内容につきましては、下の箱書きにありますように、全分野共通するものが 3 問、 、個別分野に関するものが 4 問、 でございます。ただし、(2)の一番下の 2 行ですが、平成 2 0 年度に、少子化に関する県民の意識調査、高齢社会に関する県民の意識調査を行っておりますので、今回の県政モニターアンケートにおいては、少子・高齢については調査を行わないという方針で行っていきたいと考えております。

続きまして、質問の方ですが、右側でございます。 につきましては、健康福祉の各分野に関する県民の意識・関心の高さをお尋ねする調査項目で、全体をお聞きするものでございます。

についてですが、地域における全ての生活課題に対して、公的な福祉サービスだけでは対応することが難しくなっております。このような中、身近な例といたしまして、高齢者の生活課題に対する地域ケア、地域福祉、これに関わる県民の意識を確認したいということで、設問を設定していきたいと思います。

続いて次のページをお願いします。 と については障害者に関するものです。

まず ですが、障害者の地域移行、地域生活には、地域住民の理解が不可欠でございます。県民の障害者に対する意識・認識をうかがいたいということで、キーワードとしてノーマライゼーションを設定したものです。

についてが、設問が少し細かくなっていますが、障害者の地域移行を進める上で 重要な施策についてうかがうものです。

右側にいきまして、 は救急医療に関するものです。昨今、軽症者が特に夜間、病院に集中し、勤務医が疲弊し開業していくということで、勤務医不足という問題が生じています。この問題に関わるものとして、いわゆるコンビニ受診、つまり軽症者が医療機関にかかるということについて、設問を設定させていただいています。

続きまして、 ですが、平成4年、平成9年、平成11年と続けて調査を行っている項目です。

については、地域福祉の推進に関わるものでして、福祉サービスの担い手についてご質問させていただいています。なお、平成4年、9年、11年の調査結果によりますと、選択肢1と5と6が減少傾向、2と3と4が増加傾向ということで回答を得ています。

また については、少子高齢に伴う、福祉サービスの財源の負担問題をとりあげているものですが、平成4年、9年、11年と選択枝2の回答が50%を超えている状況です。今回も同じ質問を行い、傾向を把握していきたいと考えています。

なお、最後のについては、ご意見・ご提案ということで自由記載にさせていただ

いております。 以上です。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。21世紀あいち福祉ビジョンにつきまして、今年度・来年度の2か年をかけて新しいビジョン策定に向けて取り組んでいくということが一つです。21世紀あいち福祉ビジョンの基本的なところは、引き続き発展させるということですが、新しい福祉課題も出てきているのではないかと思いますので、そういう課題を含めご審議していただきたいと思います。

また、新しいビジョンの策定に関わって、県政モニターアンケートをすることとなっています。県民の福祉参加には、県民の持っている福祉へのニーズ拡大など、そういうものを含め、細かく把握しながら、できるだけ次期ビジョンの策定にあたって役に立つものにしていきたいと思います。県政モニターアンケートは質問事項含め、案でございますので、今日は項目等について色々ご意見いただければありがたいと思います。

以上、2つのことについて、どちらでも構いませんので、ご質問・ご意見等出していただきたいと思います。どうぞ。

(岩城委員)

このモニターに対する質問は、県民の社会福祉や医療に関する関心や意向を把握するということですが、意向を把握するのはもちろんでしょうけれど、何を求めているのでしょうか。特に、県・行政が、どういう姿勢で福祉に取り組んでいるかが大事だと思います。

先ほどの21世紀あいち福祉ビジョン及び次期ビジョンの策定のところの、基本目標とキーワードのところですが、自己実現という言葉があります。自己実現の根本は何かというと、実は経済的な安定です。どうも私はこの質問表を見ていると、県民は何を求めていますか、あなたは行政に何をして欲しいのですか、というような、言わば、県が福祉を上から目線で見ているとしか感じられません。それは、何かというと、はっきり言ってコンビニ受診をどう思いますか、なんていうのは利用者側から見ていないのですよ。コンビニ受診で医師が不足して困っているので、コンビニ受診をやめて欲しいんですよね、というようなニュアンスが伝わってきます。

そうすると、何が大事かというと、福祉で一番大事な根本は実は貧困問題だという ことに、行政は気がついているかということを私はお聞きしたいです。

実は虐待も介護殺人も、全部事例を調べていくと、みんな貧困問題が背景にあるのです。貧困問題を解決しないで、福祉について話し合っても、机上の空論できれいごとしか並べられません。この貧困問題についての質問がどこにも出てきていません。

ましてや、今この経済危機の状況で、雇用の創出、消費者問題、女性の雇用均等の問題などについても、貧困問題を解決しなければならないということが、県として伝わっているのでしょうか。それがないまま、あなたは何を恩恵として欲しいのですか

というような、県民に対するモニターアンケートというのは、私は聞いていて白々しいなと思います。福祉が本当に分かっているのか、という印象を感じるのです。

これは私の勝手な見方かもしれませんけれども、福祉を本当に勉強している人は、 貧困問題を無視して、福祉の問題は論じられないと思っている人が圧倒的に多いと思 います。貧困問題、福祉について、県民にもっと直接的に問うていくような、県とし て貧困問題を福祉にどう取り入れていくかという問題を考えていくような視点を、こ の質問案に入れるような配慮はないのでしょうか。

これは一番最後の、ご意見・ご提案がありましたら記載してください、というところで書いてくれればありがたいと思っているのでしょうか。

メッセージを飛ばすのは我々です。やはり、行政が貧困と福祉の問題は切って切れない問題なのだということを、県民に伝えていく必要があるのではないでしょうか。 私の思っている意見は以上です。

(大沢委員長)

ありがとうございました。このアンケートを作成するにあたって、色々内部で検討されたと思うのですが、今の岩城委員のご意見について、何か考えるところがあれば出していただけますでしょうか。

(医療福祉計画課 森課長)

県政モニターアンケートにつきましては、県としては年間 5 回ほど行っております。 今回は健康福祉分野に特化したかたちで作成することとなっております。

ただ今、岩城委員がお話されましたように、多岐に渡る色々な県民の方々のお考えを、広く県政モニターアンケートの中で拾っていく必要があるというのが、本来のモニターアンケートでありますので、私どもといたしましては、 番から 番までの項目の中で、特に 番から 番につきましては、特定分野に特化したかたちでの質問をさせていただいております。その中で、まず一番初めに、まず包括的な意味合いで、一体どのようなことに関して、県民の方々が関心をもっておられるのかという関心事項という意味合いで、 の質問を行っております。

あとは、個々の分野について、既に別の調査で行っているようなものは、その調査 内容を生かすこととして、それ以外の個別分野について、質問を行いたいと思ってお ります。 項目は、基本的には7つの項目と、包括的に何でも言っていただく質問の かたちで構成しております。

貧困問題が、例えば医療福祉に関わって、非常に密接に関わっているというご指摘はごもっともだと思います。その点に関しまして、現在このアンケート調査の中身につきましては、素案、たたき台の案として、この審議会に議題としてお諮りしております。一つの項目として、大きく起こしていけるか、あるいは項目の中の細項目として入れるかは、検討させていただきたいと考えております。

(大沢委員長)

その他、今の質問、事務局の意見等につきまして、何かありますでしょうか。

(田中委員)

概ね、岩城委員と同じ意見です。せっかくアンケートを行うのに、手法が古典的だなと思います。大要をまとめると、このようになると思うのですけれども、もっと次元を変えていただければいいのではないかと思います。例えば、 番などは読んで意味が分かるでしょうか。障害のある方が地域生活へ移行する上で、あなたはどんなことが重要になると思いますか、という日本語は無いと思います。これは官庁用語なのです。生活している人達にとって、あるいはその他の県民に対して調査をする場合に、このような表現は誠に失礼になると思います。

その方たちがそれぞれ生活しているのを、県や私たちがどうやって知っていくかということですから、その方たちにとって何が必要かということを考えたら、もっと違う言葉が出てきていいと思います。そこにあるのが、福祉の原点である、愛情だと思うのです。ですから、その点だけ気をつけなければならないかなと思います。

(大沢委員長)

今のようなことに関連して、何か意見等ありますでしょうか。

(久保田委員)

先日、児童福祉施設にうかがった際、かなり施設が傷んでまして、壁紙や床が剥がれていたりしており、こういう声にならない子どもたちの環境というのは、どこでこのモニターアンケートで拾えるのかと思います。今、児童福祉施設の環境はかなり貧しいのではないかと思ったので、そのような現状も拾えるようなアンケートの方法を検討していただきたいと思います。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。今のご意見のところで、委員長としては、先ほど 岩城委員から出されました、貧困と福祉の問題について、課題自体は古典的であると ともに、現在も大きな課題であることは承知しております。その上で、現在の社会福 祉というのは、貧困問題で凝縮できるかどうか、福祉問題というのは、県民全体の中 で、問われてしかるべき課題ではないかなと思います。

いくらお金があってもそれだけで幸せは得られないのです。少子・高齢社会の中で、 そういう状況をどうやって打破するかも社会福祉の問題としては、捉えておかなけれ ばならないのかなと思います。もちろんそういう点で言えば、それぞれの焦点を絞っ て、できるだけ分かりやすいかたちで質問を出していくことが大事だと思っています。

例えば貧困問題と福祉の問題について言えば、家庭の経済的問題やその他の問題が、 たくさん根にあるわけなのですけれども、そういうものが全体的にこのアンケート調 査で捉えられるかどうか。これは一つの課題だと思います。

また施設の問題等、国レベルも含めまして、財政の困難に直面しているということ

はありますけれど、施設に限らず、施設で働く人々や介護を受けている方々を含め、 施設とそこにいる人の問題がかなり深刻な状況で現在すすんでいます。

もちろん県の予算の問題もありますが、アンケートについてはどの程度実現できるかは別としても、県民の求めている方向が、できるだけはっきり分かるようなかたちで作成していくことが必要だと思います。次期ビジョンの策定にあたっては、先ほどから出されているようなご意見を反映して、質問項目を、もう一つ経年次的に調査を積み上げていっている部分もありますので、この二つを上手く組み合わせながら、進めていっていただければと思います。

これは素案の素案ということでありますので、できるだけ早い時期に皆様方のご意見を受けた上で、質問項目について改善・充実していただきたいと思います。

2 1世紀あいち福祉ビジョンの基本的考え方につきましても、あるいはどういう風に提示するかということについても、県民の多くの方々に理解し易い内容になっていくのか、その点は新しい福祉ビジョンの策定委員会に検討をお願いすることになるのではないかと思います。

アンケートにつきましては、質問項目が大分変えられてくるのではないかと思いますけども、作成過程では委員の先生方の意見もうかがいながら、できるだけ充実したアンケートにさせていただきたいと思います。

以上のようなことで、これをそのまま決行ということにはならないと思いますが、次期ビジョンの策定につきましては、先ほどのような意見を念頭に入れながら、審議会でご検討いただければと思います。県政モニターアンケートの質問事項につきましては、先ほどの意見含め、また、審議会委員の先生方やその他の方々の意見も含め、改善をしていきたいと思います。

以上のようなことで、議題(3)ア、イについては、今私が述べたこと含めまして、 ご了承いただいてよろしいでしょうか。改善を加えていきたいと思います。

次に議題(3)ウ、「第二次愛知県少子化対策推進基本計画(仮称)の策定について、事務局から説明をお願いします。

(子育て支援課 佐藤課長)

子育て支援課長の佐藤でございます。

本日は、今年度策定いたします少子化対策推進基本計画について、ご説明させていただきます。それでは、資料4、差し替えとあるものをご覧ください。

最初に、「1 現行計画の概要」でございます。本県では、平成17年3月に次世代育成支援対策推進法に基づく、あいち子育で・子育ち応援プランを策定し、計画の体系にありますように、福祉、教育、子育で環境に加え、連携の強化を4つの柱とし、様々な事業を実施してまいりました。今年度は現行計画の最終年になりますが、計画に位置づけました取組は、概ね順調に進んでいるところでございます。

次に、「2 少子化の現状」です。先月厚生労働省が発表しました平成20年の人口動態統計の概数によりますと、合計特殊出生率は1.43で、3年連続の上昇となりましたが、人口を維持するために必要とされる2.07程度には、ほど遠い状況にあ

ります。また、未婚率については、男性・女性ともに30歳から34歳の未婚率は10年前より10ポイント以上上昇するとともに、平均初婚年齢も高くなるなど、結婚しない人が増えております。

こうした厳しい状況を踏まえ、少子化対策を一層推進していくため、現在、今後 5 年間の新しい計画の策定に向けて作業中でございます。

本日は、貴重な機会でございますので、資料の右側の「3 新しい基本計画の概要」 として、たたき台の段階でのご説明となりますが、どうぞよろしくお願いします。

この新しい計画ですが、「愛知県少子化対策推進条例」に基づく基本計画として策定するものであります。

まず「(1) 計画の基本的な考え方」の一つ目の でございます。子どもを生み育てることは、人の一生に関わる問題であることから、少子化対策は中長期的な視野に立つことが大変重要であると考えられます。(2)の「ライフステージごとの少子化の課題」と関連するため、合わせて説明させていただきます。

まず少子化対策の原因に目を向けますと、「未婚化・晩婚化」と、「夫婦の出生力の低下」の2点が指摘されているところでございまして、これは「就学・就職」、「結婚・妊娠・出産」、「子育て」というライフステージに対応しています。現行の計画では、次世代育成支援ということで、子どもが生まれた後の子育て支援サービスが中心となっておりましたが、少子化の原因の一つである未婚化・晩婚化への問題も大変重要であると考えているところでございます。若者の結婚観や家族観等生き方に関する考え方の変化や、経済的に安定した生活ができていない若者の増加などが課題であると認識しています。

次に夫婦の出生力低下による課題といたしまして、「結婚・妊娠・出産」では、出産への不安感や、仕事に追われる生活が、「子育て」では、女性の仕事と子育ての両立の負担感、育児の孤立感・不安感や経済的負担の増大、さらには子どもの安全への不安が課題となっております。

こうした課題に対して、的確に対応していくことが重要であるということから、新計画においては、現行計画の健康福祉、教育などという分野の体系から、若者の就学・就職から子育てまでライフステージに応じた体系に再構築することといたしました。体系をライフステージ別にすることは、若い世代や子育て世帯などサービスを必要としている人に、必要な情報がより確実に届くことにつながると考えています。

戻りまして、3(1)の2番目の ですが、少子化対策は非常に幅広い取り組みが必要であることから、行政のみならず NPO や企業等多様な主体との連携・協力を推進していくことといたしています。

既に、第二次ベビーブーム世代は30歳代半ばに達していることから、少子化対策は正念場を迎えています。結婚・出産・家庭及び子育てに対する個人の考えが、尊重されるよう配慮しながら、関係部局と協力し、実効性のある取組を盛り込んだ計画としてまいりたいと考えております。策定にあたりましては、資料の右下の点線の箱の最後のにありますように、策定協議会でご意見を聞きながら、会長には本審議会の佐々木副委員長にご尽力たまわっているところでございますが、そちらで計画案をま

とめまして、パブリックコメントとして、広くご意見をいただく予定です。 説明は以上です。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。今の第二次愛知県少子化対策推進基本計画(仮称) の策定について、ご質問、ご意見ありましたら出していただきたいと思います。

(田中委員)

基本的なことですが、例えばひとり親というのはこの計画の中で、どういう風に表現されるのでしょうか。

もう1点ですが、各職場を含めて育児休暇・産休制度というものがございます。また子どもが3歳になってもなお、各職場でいわゆる勤務時間に関する問題がございます。例えば8時間勤務ではなく、6時間勤務とし、あとの2時間はお母さんに負担をかけないこと等、それをどのように表現していくのでしょうか。それは各企業にとっては大きなことであります。ですから県の方針として、どのようにお考えなのか、参考までにおうかがいしたいと思います。

(子育て支援課 佐藤課長)

今お示しさせていただいているのは、たたき台ということでございます。課題のところでは、ひとり親の問題、時短を含めて職場における働き方、ワークライフバランス等がございまして、その中で、例えば職場の問題ですと、仕事に追われる生活や、若者の場合でしたら雇用の問題などがあります。そのような課題の中で、策定協議会における意見をふまえて、さらに施策を肉付けしていこうと考えております。

ひとり親につきましても、経済的負担の軽減についてや就労支援についてなど、多角的に施策を行っていく必要があると認識しています。これも策定協議会の中で反映していきたいと思います。

(田中委員)

せっかく佐々木先生がお見えですから、私は愛知県が他の県よりも進んでとは言わないまでも、新しいものが含まれるのかどうか、あるいは実験的におやりになるのかどうかということをお聞きしたかったのです。だから当たり前に勤務時間が減ることですとか、女性を擁護する、という意味ではないのです。例えば休暇であっても女性だけでなく、平等に男性がとっても構いませんよね。そういう社会をつくっていくような何かの土壌が今回提案されるという期待を持って申し上げました。

(大沢委員長)

ありがとうございました。基本計画の策定にあたっては、これは協議会が検討していくことになるのですが、私は新しいビジョンにしても、子育てにしても、国の施策を全く無視すると財政問題で大きな課題を抱えることになりますので、国の動向も注

視しながら、愛知県でささやかであっても、独自の問題提起はどこかでやっていけた らなと思っています。

私はそういう点では、この審議会も、少子化対策推進基本計画策定協議会において も、愛知県の独自の方向性がある程度出されて、県民の皆様にとっても、やはり愛知 県だなと感じてもらえるようなものを狙って出していくのも大事かなと思います。こ れはこの審議会の課題でもあると思います。財政面の制約があることは十分承知して おりますけれども、色々な工夫があるのではないかと思います。

少子化対策推進基本計画策定協議会会長の佐々木副委員長から一言お願いします。

(佐々木副委員長)

ただいまのご指摘、よく分かりました。少子化対策推進基本計画策定協議会はこの社会福祉審議会に劣らず非常に活発な協議会です。前回のプランの策定の際にも、例えば、子育て・子育ちという概念を用いました。これは、子育て環境をつくっていくことが少子化対策の基本になっていくけれども、同時に子どもたちが育つ環境をどうつくっていくかが大事だという議論を経て決めたことです。また4番目の柱として、連携の強化が挙がっていますが、色々計画を描いてみても、これを実施段階に移したときに、行政、市町村、地域のNPOなど様々な主体の連携が無ければ絵に描いた餅になってしまうのではないかという意見を踏まえたものです。

愛知県独特と言えるかどうかは分かりませんが、自由で活発な議論の中から、ありきたりのものではないプランが出来たと思っています。ただいま、第二次愛知県少子化対策推進基本計画の骨子が事務局から示された段階でして、まだ議論をいたしておりません。近々協議会を開催して、ここから議論を始めていきたいと思いますので、ここで頂いたご議論を受け止めて、少子化対策推進基本計画策定協議会の方に反映させていきたいと思います。ぜひ色々ご意見をお寄せいただきたいと思います。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。一歩ずつ前進をしていきたいと思いますので、それぞれの担当部局でも努力をしていただきたいと思います。それでは、第二次愛知県少子化対策推進基本計画(仮称)について、ご承認をいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは議題はこれで終了させていただきたいと思いますが、あと残りは報告事項が三つございますので、簡潔に報告をしてください。

第1番目は専門分科会・審査部会の審議状況について、事務局から報告をお願いします。

(医療福祉計画課 高橋主幹)

それでは、資料5をご覧ください。

本審議会におきます、専門分科会・審査部会につきましては、先ほど資料1の方で 内容をご説明させていただいておりますので、その点の説明は割愛させていただきま す。

本年3月に社会福祉審議会を開催して以降の専門分科会、審査部会の活動状況を中心にご説明します。

(1)身体障害者福祉専門分科会及び審査部会につきましては、ページ中ほどの表のとおり、5月20日に審査部会を開催しており、審査件数は113件となっており、内容については表のとおりとなっています。なお、その上ののところですが、審査部会については21年度6回開催予定ということで、あと5回の開催を予定しています。

続きまして(2)民生委員審査専門分科会につきましては本年度1回開催予定です。 (3)の児童福祉専門分科会及び審査部会につきましては、里親審査部会につきま しては本年度2回開催予定、児童措置審査部会につきましては本年度5回開催予定で す。

最後に(4)の21世紀あいち福祉ビジョン専門分科会ですが、本年度2回開催予定となっていまして、第1回目の会議は7月29日の開催を予定しています。第2回目は年度末の3月頃を考えております。説明は以上です。

(大沢委員長)

ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして平成21年度6月補正予算(基金事業)についてです。 これは国の補正予算の関係についてです。報告をよろしくお願いします。

(高齢福祉課 山本主幹)

高齢福祉課の山本と申します。

私からは、基金事業のうち、介護保険事業を対象とされています、介護職員処遇改善等臨時特例基金について、報告させていただきます。まず、始めに資料6の3ページをご覧ください。

この事業は、国の経済危機対策の一環として、国会で補正予算が成立し、それに基づいて本県も6月議会で補正予算を認めていただいた事業でございます。

まず、(1)この事業の目的でございますが、21年度介護報酬改定で3%の引き上げにより介護職員の処遇改善が図られたところですが、介護職員の賃金の確実な引き上げなど処遇改善に取り組む事業者へ直接、資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくというものです。

(2)の補助の概要ですが、介護事業者からの申請に基づき、交付金が介護報酬とは別に交付されます。また、交付額は、サービスごとの介護職員数に応じて定められた交付率に介護報酬総額を掛け合わせた金額となります。一枚めくっていただき、4ページをご覧ください。

この表には、3 8 種類のサービスの交付率が載せてあります。交付率はサービスによって、まちまちで、一番高いところは、表の中ごろにございます小規模多機能型居

宅介護の4.2%から一番低いところで、下から2段目の介護療養施設サービスの1.1%まで大きく幅がございますが、その理由は、一番下の欄外にございますが、サービスの種類にかかわらず、介護職員1人当たり月額1万5千円になるよう、サービス毎の介護職員数を反映した交付率に設定されているからであります。

ただし、交付は、全ての介護保険サービスが受けられるわけではなく、介護職員のいないサービスは、交付の対象とはなりません。この表では、助成対象外として、一番下の枠に載せてありますが、訪問看護や居宅介護支援などは、介護職員のいないサービスになりますので、今回の交付の対象にはなりません。

一枚戻っていただきまして、3ページの(3)の交付方法でございますが、愛知県に基金を設置して、国から財源のすべて10/10を受け入れます。そして、今年10月サービス提供分から事業者が毎月、国民健康保険連合会に請求される介護報酬の支払いに合わせて、国保連を通じて交付されます。なお、この交付金は、全額国費で実施されるため、介護保険料や利用者負担への影響はありません。

交付の対象となる事業者についてでありますが、 の(ア)のところですが、各事業所における介護職員一人あたりの交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上、愛知県に提出することが要件になっております。

また、22年度以降は、キャリアパスに関する取組みを行うことが要件に加えられることになっており、この要件を満たさない事業所は、交付率が減額されることになります。キャリアパスと言いますのは、介護職員について、ポストや段階別の仕事に就くためには、どのような能力、資格、経験が必要なのかを定めて、それに応じた給与水準を定めるというもので、具体的なことは今後、国からモデルが示されることになっております。

(4)の国の事業規模につきましては、平成21年10月サービス分から始めて、 平成24年3月サービス分までの2.5年間、介護職員を常勤でみて一人当たり月額 平均1万5千円の賃上げに相当する額が交付できるよう、国全体で約4,000億円 の予算が計上されております。

資料を1枚戻っていただきまして、2ページに愛知県の6月補正予算、記者発表資料を載せてございます。最初のの介護職員処遇改善等臨時特例基金積立金でございますが、積み立て利子を含めて250億7,728万8千円を計上しております。平成23年度までの事業として、250億円の基金を造成しておりますが、そのうち50億円は介護施設を円滑に開設するための必要な経費を支援するための基金になりますので、それを除いた200億円が、今回の介護職員の処遇改善のための基金として、積み立てられております。

2つ目の の基金事業費として、33億3,33万4千円の事業費予算を計上しています。これは今年度の事業分として、今年10月サービス分から実施する交付金分を、予算計上したものです。

以上で説明を終わります。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。これは平成21年度の6月補正予算で決定した基金事業につきまして、こういう方向で進んでいるという報告でした。ご質問等ありますでしょうか。どうぞ。

(柵木委員)

この特例臨時基金の交付方法について、さきほど説明がありましたが、交付対象のところですが、各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込み額を上回る賃金改善を行うことを含む、ということは、この交付金以上に施設側が賃金改善を行っているところに交付金を交付するということでとらえていいですか。

(大沢委員長)

今の点について、事務局から何かありますか。大事な点だと思います。

(高齢福祉課 山本主幹)

施設で負担をしていただく件ですが、この交付金の見込み額というのは介護報酬総額であらかじめ想定できるものですから、その見込み額を書いていただいて、介護職員に、その場合は手当てとか一時金でも良いということになりそうですけれども、それを上回る賃金のアップを見込んだ計画になっているということを考えています。

ただその部分について、前回の介護給付費分科会の方でも、ちょっと議論が出まして、交付要綱についてもまだ国で検討されるということで、その交付要綱がこちらに届いておりませんので、今の段階ではこういうことということでご理解いただきたいと思います。

(柵木委員)

いや、全然理解できません。

要は交付された金額がそのまま介護職員に入るというのを我々は想定しているわけですけれども、この文章を読みますと、施設側が、その交付金を上回る金額を賃上げしたところに交付金を交付するとしかこの文は読めません。説明を聞いてもよく分かりません。この文章を読んでいくと、そういう風にしか思えません。

そうすると、介護給付費分科会でも議論になったと思うのですけれども、相当もらい辛いと思います。やはり施設として、この交付と同じ、つまり働く側にとっては1万5000円掛ける人というそれ以上に、賃金が上がるということになって望ましいと思います。施設側にとって考えると、そこまで上げないと交付がされない、というように考えていいのでしょうか。

(高齢福祉課 山本主幹)

現在のところは、そういうことです。この資料につきましては、6月17日に国から通知が来た資料です。6月17日現在で、全国このように通知が来ているわけです。

(柵木委員)

こういうことというのは、私が言ったようなこととして理解していいのでしょうか。

(高齢福祉課 山本主幹)

そういうことでございます。

(矢澤委員)

例えば一人2万円上げるとしますね。そうしますと、それに付随して、厚生年金や社会保険や失業保険なども全部が上がります。そうすると大きな金額になります。それを含めた1万5千円なのか、実質的に1万5千円以上上げるのか、その辺がよく分かりません。

(高齢福祉課 山本主幹)

その辺についても、まだ私どももはっきり分からないものですから、国の交付要綱を待っている状態でございます。

(大沢委員長)

ご心配のことはよく分かります。具体的にどのように行うか国でも十分議論されていないのではないかと思います。できるだけ、介護現場の現状が改善されるように、この基金が生かされなければならないと思います。これは当然のことだと思います。関係機関は厚生労働省にその意向を伝えていかなければならないと思います。

ただこの金額があることは間違いないので、それをどのように実質的に生かすことができるのかについて、苦心しなければならないと思います。県は、例えば県から見るとどのような問題が改善可能か、ということを考えていただきたいと思います。

全部が国待ちだと、ずっと待つしかないということになりますが、できるだけ実質的に改善するように動いていかなければならないと思います。

今の点についてはよろしいでしょうか。

それでは、引き続いて障害者自立支援対策等臨時特例基金についての説明をお願いします。

(障害福祉課 横田主幹)

障害福祉課より、6月補正予算について説明させていただきます。

ただ今説明のありました資料6の5ページをお願いいたします。障害者の自立支援 対策を推進します。と上段に記載されているページでございます。

この事業は、平成 18 年度から設置しております障害者自立支援対策等臨時特例基金に積み増しをし、今年度から事業を行うものでございます。

まず事業を説明する前に、今回積み増しをする基金について説明をいたします。平成18年度に、国は、障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成18年度から

20年度までの特別対策として、各都道府県に臨時特例基金を設置させ、事業者に対する激変緩和措置や新法への移行等のための緊急的な経過措置を実施しております。

しかしながら、現在の厳しい経済状況や事業所の新法への移行状況が低調なこと、また、障害者等が関わる福祉・介護分野の人材確保が困難であることから、平成21年度から23年度までの時限措置として、基金の期間延長と基金の積み増しを行っています。

さらに今回、国の経済危機対策のひとつとして、平成21年度補正予算により、福祉・介護人材の処遇改善、事業所の新体系移行の推進及び福祉・介護人材の確保のための基金の更なる積み増しのための交付金が、交付されることとなったことから、今回、6月補正予算に計上したものでございます。

具体的な事業内容について、でございますが、資料の最初の にありますように、23年度までの基金への積み増し分として77億円を積み増しをし、次の にありますように、21年度事業分として、12億5千とび81万5千円を計上しております。

1の福祉・介護人材の処遇改善ですが、ただ今説明のありました介護保険と同様な事業でございます。

なお、交付率などについては、現在、国において検討中でありまして、今回の 資料には交付率の表をつけておりませんが、介護保険同様、障害福祉サービスごとに 決められる交付率を報酬に掛けた額を事業所・施設に交付するものでございます。

2の事業者の新体系移行促進の支援の事業内容ですが、(1)と(2)は県事業でありまして、新体系サービスで必要となる改修及び増築等に要する経費への助成や事業所の開設準備で必要となる初度設備費の助成を行うものであります。(3)は市町村事業でございまして、旧体系施設が新体系サービスへ移行した場合に従前の事業収入額を保障する事業を今年の10月から実施するものでございます。

なお、福祉・介護人材の確保のための事業については、国から事業内容が示されないため、今回の補正では、事業費は計上しておりません。

6ページ以降には、国が会議で示した資料をつけさせていただきましたが、要綱等 詳細につきましては、現在国において検討している状況でございます。

以上で説明を終わります。

(大沢委員長)

どうもありがとうございました。全体として、何かご意見等ございますでしょうか。

(柵木委員)

全体として、これは国が定めて行うことでありますので、県として主体として動か していくのは難しいかもしれませんが、県としては国に予算の使い勝手を良くしてく れと、声を大きくして言っていただきたいと思います。それだけ要望しておきます。

(大沢委員長)

それでは平成21年度6月補正予算(基金事業)についての報告をご了承いただけ

ればと思います。愛知県としても、できるだけ県民サイドに立って進んでいけるように、これまで以上にご努力をお願いしたいと思います。

それでは、報告の最後になりましたが、障害者自立支援法等の一部を改正する法律 案の概要について、ご説明をお願いします。

(障害福祉課 小山課長)

資料7の障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要について、ご説明申し上げます。

障害者自立支援法につきましては、現在、国において法施行後3年の見直しを行い、一部を改正する法律案として平成21年3月31日に閣議決定の後、国会へ提出されたところでございます。

まず、左側の1、障害者自立支援法等の見直しの経緯についてご説明します。

障害者自立支援法は、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、平成18年4月に一部施行され、同年10月に全面施行されております。

しかしながら、利用者への応益負担の導入や事業者への報酬の日額払い方式の導入など、制度の大幅な見直しが行われたことから、法施行後も、利用者や事業者、関係団体等から様々な問題点や課題が指摘されてきました。そこで、国は、平成20年度までの特別対策として利用者負担の軽減や事業者に対する激変緩和措置などを実施してまいりました。

ただ21年以降の対応について不安視する声や、応益負担の撤回や報酬の増を求める声があったため、平成19年12月に、与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームは、障害者自立支援法の抜本的見直し(報告書)をとりまとめ、法施行後3年の見直しの方向性や緊急措置の実施について、政府に申し入れを行ったところでございます。

これを受けまして、政府は抜本的な見直しに向けた緊急措置として、利用者負担の 更なる軽減や事業者の経営基盤の強化などを平成20年度から実施してまいりました。

このような状況の中、平成20年4月より、社会保障審議会障害者部会において、 法施行後3年の見直しの検討が行われ、全国知事会や障害者団体など様々な関係者の 意見を踏まえ、施策全般にわたり見直すべき事項、今後更に検討していくべき事項に ついて昨年12月に報告書としてとりまとめました。

また、与党障害者自立支援に関するプロジェクトチームにおきましても、昨年12月から障害者自立支援法等の抜本的見直しについて検討が行われ、平成21年2月12日に障害者自立支援法の抜本見直しの基本方針をまとめました。

国は、法改正基本方針等の内容を踏まえた見直しを行い、本年3月31日に障害者 自立支援法等の一部を改正する法律案を閣議決定し、国会へ提出したところでござい ます。

なお、今国会における審議の進捗状況につきましては、先週も厚生労働省に参る機会がありましたが、皆様ご承知のとおり、国会がこのような状況というのもあり、な

かなか審議に入れず、本国会会期中に審議に入るのは難しい状況とのことであります。 次に、改正案の概要につきまして主なものをご説明申し上げます。

最初に、利用者負担の見直しでございます。まずは、実質的な軽減措置ということで、様々な方面からご指摘のありました利用者負担の考え方を、応益負担から応能負担と法律上も明確にすることでございます。また、高額障害福祉サービス費に、補装具の利用者負担も合算することとしまして、利用者負担の軽減を図るものでございます。

次に障害者の範囲の見直しでございます。

これまでは身体・知的・精神という3障害区分を一括して施策を行ってきました。 ただ従前から発達障害のある方につきましては、実質的にはサービスの利用は可能で ございましたが、明文化されておりませんでした。そこで、発達障害のある方も障害 者の範囲に含まれることを、法律上明記するものでございます。

また、サービスを受ける上で、障害程度区分というのを受けて、サービスを受けますが、これが身体・知的・精神の特性がなかなか生かされていなかったということで、 今後は知的障害や精神障害の特性を踏まえ、抜本的に見直すこととしております。

また相談支援の充実、障害児支援の強化や、ここに記載のある項目につきまして、今回の一部改正法案に盛り込まれております。

それぞれの施行日につきましては、右欄のとおりとなっております。

以上、簡単ではございますが障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要の 説明とさせていただきます。

(大沢委員長)

ありがとうございました。障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要についての事務局からの報告でした。

今の報告について、何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

今やや時間を延長しておりまして、委員長としてはあまり良くないなと思っておりますが、一方では盛んな意見交換の場になって、実質的な県の施策の立案の場になって、役割を果たせればよいと考えています。

本日は積極的に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。本日の 議事はこれで終了します。

会議録については公開されますので、審議会の冒頭で私から指名させていただいた お二人の方に後日署名をいただくこととなりますけれども、その前に本日ご発言いた だいた方に、テープから起こした発言内容を確認していただきます。お手数をおかけ しますが、事務局から依頼がありましたらよろしくお願いします。

また、私から始めにございましたように、この後引き続き民生委員審査専門分科会 を開催いたしますのでよろしくお願いします。

以上をもちまして、本審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございま した。事務局から何かありますでしょうか。

(医療福祉計画課 森課長)

今委員長の方からもお話がありましたが、この後、民生委員審査専門分科会をこの建物の地下 1 階の B105 会議室で開催いたしますので、該当される委員の皆様はご移動をお願いします。

(大沢委員長)

時間が少し予定よりも延長し、申し訳ありませんでした。本日はどうもありがとう ございました。

(以上)